

津市不妊治療休暇奨励金交付要綱

平成27年6月1日訓第63号

改正 平成28年3月30日訓第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等における不妊治療休暇制度の普及を図ることにより、不妊治療を受ける労働者が安心して休暇を取得できる労働環境の整備を促進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業者、医療法人、社会福祉法人及び学校法人のうち、本市の区域内に主たる事務所を有するものをいう。
- (3) 不妊治療休暇 医療機関において不妊症と診断された者が受ける治療行為のために取得する休暇をいう。
- (4) 就業規則等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定により作成し、監督官庁に届け出た就業規則又は労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条の規定により作成された労働協約をいう。
- (5) 常時雇用 雇用期間の定めのない労働者又は1年以上の雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者を雇用することをいう。

(名称)

第3条 第1条の奨励金は、「不妊治療休暇奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 奨励金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業等で、新たに不妊治療休暇を就業規則等に規定したもの及び不妊治療休暇の取得者（本市の区域内に住所を有する常時雇用される労働者に限る。以下「休暇取得者」

という。)を有するものに対して、これを交付するものとする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (2) 本市の市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、奨励金は、次の各号のいずれかに該当する中小企業等に対しては、これを交付しないものとする。

- (1) 清算手続中の中小企業等又は特別清算手続、破産手続、再生手続若しくは更生手続が裁判所において係属中の中小企業等
- (2) その他市長が適当でないと認める中小企業等
(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

- (1) 新たに不妊治療休暇を就業規則等に規定した場合 20万円
- (2) 休暇取得者を有する場合 1人につき20万円。ただし、同一年度内の奨励金の額の上限は、60万円とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする中小企業等は、不妊治療休暇奨励金交付申請書(第1号様式)に、前条第1号に係る申請の場合は第1号から第5号まで及び第11号に掲げる書類を、同条第2号に係る申請の場合は第1号から第3号まで及び第6号から第11号までに掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (2) 就業規則等
- (3) 本市の市税の完納証明書
- (4) 不妊治療休暇を規定したことが分かる就業規則等の変更届の写し又は新たに規定した就業規則等の届出書の写し
- (5) 雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し
- (6) 休暇取得者に係る雇用契約書又は期間の定めのない雇用契約を締結していることが確認できる書類の写し
- (7) 不妊治療休暇を取得したことを確認できる書類の写し
- (8) 休暇取得者が本市の区域内に住所を有することを証明できる書類の写し
- (9) 雇用保険用労働保険年度更新申告書の事業主控えの写し
- (10) 休暇取得者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の期限)

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、第5条第1号に係る申請の場合は新たに不妊治療休暇を規定した就業規則等の施行日から30日以内とし、同条第2号に係る申請の場合は不妊治療休暇の取得日の属する年度の末日までとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 奨励金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、不妊治療休暇の取得状況について、状況報告書(第2号様式)により市長に報告すること。

(2) 奨励金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奨励金の交付に係る不妊治療休暇の証拠となる書類等を保存すること。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日訓第22号)

1 この訓は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の津市不妊治療休暇奨励金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

（表）

不妊治療休暇奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑧

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話

津市不妊治療休暇奨励金交付要綱第6条の規定により、不妊治療休暇奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (2) 就業規則等
- (3) 本市の市税の完納証明書
- (4) 不妊治療休暇を規定したことが分かる就業規則等の変更届の写し又は新たに規定した就業規則等の届出書の写し（第5条第1号に係る申請の場合）
- (5) 雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し（第5条第1号に係る申請の場合）
- (6) 休暇取得者に係る雇用契約書又は期間の定めのない雇用契約を締結していることが確認できる書類の写し（第5条第2号に係る申請の場合）
- (7) 不妊治療休暇を取得したことを確認できる書類の写し（第5条第2号に係る申請の場合）
- (8) 休暇取得者が本市の区域内に住所を有することを証明できる書類の写し（第5条第2号に係る申請の場合）
- (9) 雇用保険用労働保険年度更新申告書の事業主控えの写し（第5条第2号に係る申請の場合）
- (10) 休暇取得者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（第5条第2号に係る申請の場合）

(裏)

事業所概要

| | | | |
|-------|-------------|--|----|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 資本金 | | | |
| 従業員数 | 名 | | |
| 業種 | | | |
| 連絡担当者 | 役職 | | 氏名 |
| | 電話 | | |
| | F A X | | |
| | E - m a i l | | |
| | ホームページ | | |
| 備考 | | | |

※休暇取得者がいる場合は、下記の欄に記載してください。

不妊治療休暇の取得状況

| 休暇取得者氏名 | 取得日数 |
|---------|----------------------|
| | 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日) |
| | 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日) |
| | 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日) |
| | 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日) |
| | 日間 (年 月 日 ~ 年 月 日) |

第2号様式（第8条関係）

状況報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊞

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

不妊治療休暇の取得状況について、下記のとおり報告します。

記

不妊治療休暇の取得状況

| 休暇取得者氏名 | 取得日数 |
|---------|-------------------|
| | 日間（ 年 月 日～ 年 月 日） |
| | 日間（ 年 月 日～ 年 月 日） |
| | 日間（ 年 月 日～ 年 月 日） |
| | 日間（ 年 月 日～ 年 月 日） |
| | 日間（ 年 月 日～ 年 月 日） |